

## 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月23日

長崎県知事 平田 研

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福田

長崎県長崎市大浜町1594番地6 ほか5筆

#### (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号

#### (3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (4) 変更の年月日

①令和8年5月11日

②登記上の表記に是正するために届出事項を変更するもので、登記上の変更なし

### 2 届出年月日

令和8年6月4日

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

#### (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。